○農林水産省告示第千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市・新見市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○国土交通省告示第九百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十一の規定により、登録講習業務の廃止の届出があったので、同法第二十六条の二十一第三号の規定により、公示する。

平成二十八年八月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　十一

二　登録講習実施機関の氏名又は名称　株式会社大須賀土木建築研究所

三　登録講習実施機関の代表者の氏名　大須賀泰

四　廃止する登録講習業務の範囲　登録講習業務の全部

五　廃止する年月日　平成二十八年八月二十二日

六　廃止する理由　登録講習業務に関する体制が今後整わなくなるため

○国土交通省告示第九百三十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年八月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成二十八年八月五日

二　登録番号　（一）第二十号

三　氏名又は名称　アットホーム株式会社

四　住所　東京都大田区西六郷四丁目三十四番十二号

五　法人である場合の代表者の氏名　松村　文衛

六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　事業開発部

七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区内幸町一丁目三番二号

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十八年八月五日

○国土交通省告示第九百四十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年八月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　19

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　カーテンウォール・防火開口部協会

(三)　変更後の事務所の所在地　東京都港区愛宕一丁目三番四号　愛宕東洋ビル七階

(四)　変更年月日　平成二十八年七月二十五日

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大荒字荒沢前二七二番二から同市大荒字門脇一一八番まで	前	一六・〇～二六・八メートル	一〇・一六〇キロメートル
	後	一六・六五～七二・六メートル	〇・一六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県東田川郡庄内町狩川字外北割一九六番から同町狩川字上台三五番まで	前	二六・〇～六〇・五メートル	〇・〇九七キロメートル
	後	二一・二～三七・〇メートル	〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　四十七号

(二)　供用開始の区間　山形県東田川郡庄内町狩川字外北割一九六番から同町狩川字上台三五番まで

(三)　供用開始の期日　平成二十八年八月十九日

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市釈迦内字山神台四〇番八から同市釈迦内字二ツ森八八番四まで	前	一四・四～二九・五五メートル	〇・六五八キロメートル
	後	一五・九～二九・七六メートル	〇・六五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所